

(事業概要説明資料)

屋外広告物等の審査等事業について

1 事業の趣旨

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、昭和31年から屋外広告物法に基づいて「京都市屋外広告物等に関する条例」を制定し、屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務付け、位置・規模・形態・色彩を規制するとともに、きめ細かい規制と誘導を行ってきた。

また、規制に加え、平成19年から補助金交付制度を設け、本市の広告景観の向上に寄与する「京都にふさわしい屋外広告物」の普及・促進に努めている。

2 事業の内容

(1) 屋外広告物の許可

市内で屋外広告物を表示し、又はその掲出物件を設置することについて、条例等に定める基準により審査したうえで、許可を行っている（自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2㎡以下である場合等は許可不要）。

許可期間 3年（短期は3箇月）

許可件数 平成24年度 2,153件

平成25年度 4,197件

平成26年度 5,672件

平成27年度 3,569件

(2) 広告景観づくり補助金交付制度

京都にふさわしい広告物の普及を促進し、広告景観を更に向上させるため、京都にふさわしい屋外広告物の設置・設計等に係る費用の一部を補助している。

平成28年度からは、対象を拡大（伝統的な様式ののれん・ちょうちん）するとともに、手続の簡素化（※）を図った。

※ 意匠の優良性等について、京都市美観風致審議会広告物専門小委員会に事前協議していたが、美観風致相談員等への事前協議とし、同委員会に対しては事後報告することとした（伝統的な様式ののれん・ちょうちんについては必要に応じて事前協議）。

【補助対象】

ア 優良なデザインの屋外広告物の設置

イ 商店街等の統一看板及び共同看板の設置

ウ 統一看板及び共同看板に係る企画・立案等の行為

※ 平成28年度から対象拡大

（伝統的な様式で、定着する建築物等と不調和でないのれん・ちょうちん）

3 補助金制度の推移

(1) 制度開始時（平成19年度～平成20年度）

ア 補助対象

- (ア) 景観地区等に設置する統一看板等の設計及び企画等に関する費用
- (イ) 景観地区等に設置する統一看板等の設置に関する費用
- (ウ) 伝統的建造物等に設置する看板の設置に関する費用

イ 補助金の額

ア (ア) に関する補助

補助基準額×1/2, 500,000円以内

ア (イ) 及びア (ウ) に関する補助

補助基準額×1/2, 100,000円以内

(2) 平成21年度の見直し（平成21年度～平成27年度）

ア 補助対象

- (ア) 商店街等の統一看板等の設計及び企画等に関する費用
- (イ) 優良屋外広告物の設置に関する費用

イ 補助金の額

ア (ア) に関する補助

補助基準額×1/2, 500,000円以内

ア (イ) に関する補助

補助基準額×地域ごとに設定した補助率(1/3～2/3), 500,000円以内

(3) 平成28年度の見直し

ア 制度名称の変更

京都市広告景観づくり補助金（旧称：京都市優良屋外広告物補助金）

イ 補助対象の拡大

伝統的な様式のものれん・ちょうちんで、定着する建築物等と不調和でないもの

ウ 補助金の額

- (ア) 伝統的な様式のものれん・ちょうちんで、定着する建築物等と不調和でないもの

1個につき、補助基準額×2/3, 100,000円以内, 最大500,000円以内

- (イ) 京都で育まれた伝統的な技術、技法により、京都市内で、手作業で製造等されたものれん・ちょうちん

1個につき、補助基準額×9/10, 100,000円以内, 最大500,000円以内

エ 事前協議先の見直し

京都市美観風致相談員（週2回出勤）等

（従来：京都市美観風致審議会広告物専門小委員会（年数回開催））

4 補助金交付件数及び金額の推移

年度	件数	金額
平成19年度	1件	100千円
平成20年度	1件	41千円
平成21年度	3件	1,028千円
平成22年度	9件	2,720千円
平成23年度	3件	1,145千円
平成24年度	9件	3,575千円
平成25年度	16件	6,977千円
平成26年度	9件	3,747千円
平成27年度	8件	3,070千円
平成28年度 (9月末現在)	58件	5,186千円

5 補助金交付事例

(1) 京町家INARI(伏見区・旅館業)



(2) 伍八堂(伏見区)

